



接着絶縁レール

JIS E 1125 : 2025

(JRCEA/JSA)

令和 7 年 3 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	水 流 聡 子	東京大学
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 7.3.1 改正：令和 7.3.21

官 報 掲 載 日：令和 7.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本鉄道施設協会

(〒110-0005 東京都台東区上野 1-1-10 オリックス上野 1 丁目ビル TEL 03-5846-5300)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 品質	2
5.1 引張強さ又は圧縮強さ	2
5.2 絶縁抵抗値	2
5.3 超音波透過減衰値	3
5.4 外観	3
6 形状・寸法及び寸法許容差・幾何公差	3
6.1 形状・寸法	3
6.2 寸法許容差・幾何公差	3
7 材料	3
7.1 レール	3
7.2 接着継目板	4
7.3 継目板ボルト及びナット	4
7.4 平座金	4
7.5 絶縁材	4
7.6 仕上げ塗料	5
8 製造方法及び加工方法	6
8.1 材料の加工法	6
8.2 接着絶縁レールの製造方法	7
9 試験	7
9.1 引張試験又は圧縮試験	7
9.2 絶縁抵抗試験	8
9.3 超音波透過試験	8
10 検査	8
10.1 引張強さ又は圧縮強さ検査	8
10.2 絶縁抵抗検査	8
10.3 超音波透過検査	9
10.4 外観検査	9
10.5 形状・寸法検査	9
11 包装	9
12 製品の呼び方	9
13 表示	9

	ページ
14 取扱上の注意事項	9
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本鉄道施設協会（JRCEA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS E 1125:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 氏名：公益財団法人鉄道総合技術研究所
- － 住所：〒185-8540 東京都国分寺市光町 2-8-38

上記の特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

白 紙

接着絶縁レール

Glued insulated rails

1 適用範囲

この規格は、鉄道線路において軌道回路¹⁾に用いる 50 kgN 及び 60 kg レール用接着絶縁レールについて規定する。

注¹⁾ 列車又は車両を検知するための回路としてレールを用いる電気回路（JIS E 3013 参照）。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 0601** 製品の幾何特性仕様（GPS）－表面性状：輪郭曲線方式－用語、定義及び表面性状パラメータ
- JIS B 1186** 摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット
- JIS E 1001** 鉄道－線路用語
- JIS E 1101** 普通レール及び分岐器類用特殊レール
- JIS E 1107** 継目板用及びレール締結用のボルト及びナット
- JIS E 1120** 熱処理レール
- JIS E 3023** レール絶縁材料－性能試験方法
- JIS G 4051** 機械構造用炭素鋼鋼材
- JIS K 5600-1-1** 塗料一般試験方法－第 1 部：通則－第 1 節：試験一般（条件及び方法）
- JIS K 6850** 接着剤－剛性被着材の引張せん断接着強さ試験方法
- JIS Z 2243-2** ブリネル硬さ試験－第 2 部：硬さ値表
- JIS Z 3060** 鋼溶接部の超音波探傷試験方法
- JIS Z 8703** 試験場所の標準状態

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JIS E 1001 及び JIS E 1101 による。

3.1

接着絶縁レール